

資料編

1 計画の策定経過

(1) 平成 30 年度

年月日	内容
平成 30 年 10 月 1 日	平成 30 年度第 3 回小牧市こども・子育て会議 ・小牧市子ども・子育て支援事業計画の平成 29 年度実績報告について ・小牧市子ども・子育て支援事業計画の次期計画の策定について
11 月 19 日	平成 30 年度第 4 回小牧市こども・子育て会議 ・小牧市子ども・子育て支援事業計画の次期計画の策定について
平成 31 年 1 月 17 日～ 31 日	アンケート調査実施
2 月 21 日	平成 30 年度第 5 回小牧市こども・子育て会議 ・小牧市子ども・子育て支援事業計画の次期計画について ・小牧市子ども・子育て支援事業計画実績報告における評価方法について ・保育園等における利用定員の変更等について

(2) 令和元年度

年月日	内容
令和元年 6 月 4 日	令和元年度第 1 回小牧市こども・子育て会議 ・小牧市子ども・子育て支援事業計画の平成 30 年度実績報告について ・小牧市子ども・子育て支援事業計画の次期計画の策定について
6 月～7 月	こまき子育て Café 開催（計 4 回） 保育資源把握調査・地域資源把握調査 （幼稚園・保育園・児童クラブ・児童館・市民団体・サークルなど 計 71 か所）
8 月 22 日	令和元年度第 2 回小牧市こども・子育て会議 ・小牧市子ども・子育て支援事業計画の平成 30 年度実績報告について ・小牧市子ども・子育て支援事業計画の次期計画について
10 月 24 日	令和元年度第 3 回小牧市こども・子育て会議 ・小牧市子ども・子育て支援事業計画の次期計画について
12 月 26 日	令和元年度第 4 回小牧市こども・子育て会議 ・第 2 期小牧市子ども・子育て支援事業計画について
令和 2 年 1 月 15 日～ 2 月 13 日	パブリックコメントの実施 ・意見提出者 2 名（2 件）
2 月 26 日	令和元年度第 5 回小牧市こども・子育て会議 ・第 2 期小牧市子ども・子育て支援事業計画について

2 小牧市こども・子育て会議要綱

平成 28 年 3 月 31 日
27 小こ第 1502 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、小牧市地域こども子育て条例（平成 28 年小牧市条例第 20 号）第 17 条第 4 項の規定に基づき、小牧市こども・子育て会議（以下「こども・子育て会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 こども・子育て会議に、会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長は市長が指名する者をもって充て、副会長は会長が指名する者をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、こども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第 3 条 こども・子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置く。

4 部会長は、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

5 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

6 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから、部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 こども・子育て会議の会議は、会長が招集する。

2 こども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 こども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 こども・子育て会議は、会議において、必要があると認めるときは、議事に関係のある者に対して出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 5 条 こども・子育て会議の庶務は、こども未来部こども政策課において処理する。

(雑則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、こども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長がこども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

3 小牧市こども・子育て会議委員名簿

任期：平成30年5月30日～令和6年5月29日

分野	役職	氏名	備考
学識 経験者	和洋女子大学人文学部こども発達学科教授	矢藤 誠慈郎 (平成30年5月30日～令和2年5月29日)	会 長
	兵庫教育大学 小学校教員養成特別コース 准教授	鈴木 正敏 (令和2年5月30日～令和6年5月29日)	
	保育士経験者（元指導保育士）	長江 美津子	副会長
各種 団体 関係者	小牧市教育委員会 教育委員	伊藤 和子	
	小牧市小中学校校長会 代表	杉浦 嘉一 (平成30年5月30日～平成31年3月31日) 中川 裕子 (平成31年4月1日～令和6年5月29日)	
	小牧市区長会 代表	沖本 廣幸 (平成30年5月30日～平成31年3月31日) 水草 貴裕 (平成31年4月1日～令和2年5月29日) 伴野 純二 (令和2年5月30日～令和3年3月31日) 宮田 丈太郎 (令和3年4月1日～令和4年5月29日) 大堀 誠三郎 (令和4年5月30日～令和6年5月29日)	
	小牧市青少年健全育成市民会議 代表	野々川 和明 (平成30年5月30日～令和4年5月29日) 安藤 和憲 (令和4年5月30日～令和6年5月29日)	
	小牧市地区民生・児童委員連絡協議会 代表 (民生委員)	沖本 榮作 (平成30年5月30日～令和元年11月30日) 田中 正造 (令和元年12月1日～令和6年5月29日)	
	小牧市地区民生・児童委員連絡協議会 代表 (児童委員)	山岸 伊久美 (平成30年5月30日～令和4年11月30日) 野村 昌子 (令和4年12月1日～令和6年5月29日)	
	小牧市社会福祉協議会 代表	山田 好広	
	小牧市母子保健推進協議会 代表	水野 貴美子 (平成30年5月30日～平成31年3月31日) 山本 恒子 (平成31年4月1日～令和3年3月31日) 石田 洋子 (令和3年4月1日～令和4年5月29日) 岩田 はるみ (令和4年5月30日～令和6年5月29日)	
	保育園長会 代表（公立園）	高井 友民枝 (平成30年5月30日～平成31年3月31日) 今東 優貴代 (平成31年4月1日～令和2年5月29日) 余語 美紀 (令和2年5月30日～令和4年5月29日) 小川 亜矢子 (令和4年5月30日～令和6年5月29日)	
	保育園長会 代表（公立園以外）	長谷川 誓	
	保育園保護者会 代表（公立園）	和田 宏美 (平成30年5月30日～平成31年3月31日) 丹羽 尚美 (平成31年4月1日～令和2年5月29日) 武智 美緒 (令和2年5月30日～令和3年3月31日) 丹羽 梓 (令和3年4月1日～令和4年5月29日) 中村 里美 (令和4年5月30日～令和6年5月29日)	
	保育園保護者会 代表（公立園以外）	山本 菜々美 (平成30年5月30日～平成31年3月31日) 佐藤 絵理 (平成31年4月1日～令和2年5月29日) 堀江 梢 (令和2年5月30日～令和3年3月31日) 服部 茜 (令和3年4月1日～令和4年5月29日) 石塚 美緒 (令和4年5月30日～令和4年7月31日) 井澤 明美 (令和4年8月1日～令和6年5月29日)	

分野	役職	氏名	備考
各種 団体 関係者	小牧市私立幼稚園連合協議会 代表	松岡 明範 (平成30年5月30日~令和3年3月31日) 堀 雅子 (令和3年4月1日~令和4年5月29日) 大橋 恭子 (令和4年5月30日~令和6年5月29日)	
	小牧市私立幼稚園保護者会 代表	浅田 淳二 (平成30年5月30日~平成31年3月31日) 渡邊 哲基 (平成31年4月1日~令和2年5月29日) 岩瀬 美穂 (令和2年5月30日~令和3年3月31日) 紙谷 あづさ (令和3年4月1日~令和4年5月29日) 山本 奈美 (令和4年5月30日~令和6年5月29日)	
	小牧市立第一幼稚園 代表	小川 由美子	
	事業者 代表	岡田 和秀	
	勤労者 代表	廣瀬 和史 (平成30年5月30日~令和2年8月31日) 牧野 健二 (令和2年9月1日~令和4年8月31日) 河合 達夫 (令和4年9月1日~令和6年5月29日)	
	小牧市立学校地域コーディネーター 代表	佐橋 明味	
	小牧市小中学校PTA連絡協議会 代表	佐橋 研次 (平成30年5月30日~平成31年3月31日) 山村 康介 (平成31年4月1日~令和2年5月29日) 土屋 洋一 (令和2年5月30日~令和3年3月31日) 谷口 大樹 (令和3年4月1日~令和4年5月29日) 酒井 宏一郎 (令和4年5月30日~令和6年5月29日)	
	小牧市子ども会連絡協議会 代表	伊東 聖史 (平成30年5月30日~令和2年5月29日) 石黒 薫 (令和2年5月30日~令和3年3月31日)	
	児童館父母会 代表	神谷 麻矢 (令和3年4月1日~令和4年5月29日) 長谷川 真由 (令和4年5月30日~令和6年5月29日)	
こまき市民活動ネットワーク 代表	鳥居 由香里		
公募 委員		舟橋 精一 (平成30年5月30日~令和2年5月29日) 舩橋 孝仁 (令和2年5月30日~令和4年5月29日) 吉田 拓也 (令和4年5月30日~令和6年5月29日)	
		馬場 容子 (平成30年5月30日~令和2年5月29日) 北畠 久美子 (令和2年5月30日~令和4年5月29日) 日榮 順子 (令和4年5月30日~令和6年5月29日)	

4 用語集

●あ行

用語	内容
赤ちゃんの駅 【34P】	子育て家庭の保護者が安心して外出できるよう、授乳やおむつ替えのできる設備を提供できる場所として登録された公共施設・民間施設のこと。「赤ちゃんの駅」として登録されている施設・店舗では、目印となるシンボルマーク入りのステッカーを掲示している。
あさひ学園 【12・50・51P】	本市における早期療育の拠点として、就学前の障がいのある子どもまたは発達に支援が必要な子どもを対象として、親子通園により日常生活の指導、集団生活適応訓練などを行っている。
新しい経済政策 パッケージ 【1P】	少子高齢化という課題に立ち向うため、「生産性革命」と「人づくり革命」により、長期的な視点のもとに 2020 年度を1つの区切りとして取組む政策群のこと。
育児休業 【52P】	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（通称：育児介護休業法）第2条に基づく休暇のこと。 働いている人が、対象となる子どもが1歳（一定の条件を満たす場合は最長で2歳）に達するまでの間、子どもを養育するために取得できる。
一般世帯 【6P】	国勢調査における世帯区分の1つ。住居と生計を共にしている人々の集まりで持ち家や借家等の住宅に住む世帯、下宿や会社の独身寮に住む単身者を指す。 寮や寄宿舎に住む学生と生徒、病院や療養所の入院者、老人ホームや児童保護施設、自衛隊営舎の居住者、そのほか定まった住居を持たない世帯等については「施設等の世帯」に分類される。
親子健康手帳 【60・91P】	母子保健法第16条に基づき、妊娠の届出をした者に地方自治体が交付する手帳。妊娠中の経過、出産状況、乳幼児の発育状況などが記録され、母子の健康記録と保健指導の基礎となる。 小牧市の母子健康手帳は、母親だけではなく父親の育児参加も意識した内容になっており、「親子健康手帳」と呼んでいる。親と子の自己肯定感を育むことを目的として、妊娠期から中学3年生まで使用することができ、各月（年）齢ごとに保護者からのメッセージ欄が設けられている等の特徴がある。

● か行

用語	内容
核家族以外の世帯 【6P】	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯のなかで、核家族以外の世帯を指す。
学校生活サポーター 【51P】	学校生活において特別な支援が必要な児童・生徒への対応を行う支援員のこと。
学校地域 コーディネーター 【34・96P】	学校と地域の連携を深めるため、学校と地域をつなぐパイプ役（コーディネーター）のこと。 本市では、学校と地域の連携による教育環境づくり、児童・生徒の地域における社会活動への参加促進を図る目的で、平成 16 年度から中学校に、平成 20 年度から小学校に派遣している。
家庭教育 【35P】	親がその子に家庭内で、言葉や生活習慣、コミュニケーションなど生きていく上で必要なライフスキル(生きていく上での技術)を育てる教育。
希望出生率 【1P】	結婚して子どもを産みたいという人の希望が叶えられた場合の出生率。健康上の理由や経済的な事情などで子どもを持たない場合もあるため、実際の出生率を上回る数値となる。
教育・保育施設 【46・67・88P】	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（通称：認定こども園法）第3条に規定する認定こども園、学校教育法第1条・第22条に規定する幼稚園、及び児童福祉法第7条・第39条に規定する保育所をいう。
経済財政運営と改革の 基本方針 【1P】	首相が座長を務める経済財政諮問会議でまとめられる方針のこと。 毎年の予算編成や税制改正、重要政策に反映される。2018 年の方針には、「少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現」という副題が添えられた。
合計特殊出生率 【1P】	人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子どもの数を示す。女性が出産可能な年齢を 15 歳から 49 歳までと規定し、それぞれの出生率を出し、足し合わせることで、人口構成の偏りを排除し、一人の女性が一生に産む子どもの数の平均を求めたもの。
コーホート変化率法 【3・4・5P】	住宅開発などの人口変化要因は見込まず、各年の年齢階層毎の人口の変化率を算出し、統計的に将来人口を推計する方法のこと。
子育て家庭優待事業 (はぐみんカード) 【23P】	市内に住民登録がある 18 歳未満の子どもの保護者と妊娠中の方に「はぐみんカード」を配布し、全国（一部都道府県を除く）の協賛店舗・施設でカードを提示すると、協賛店舗等が独自に設定する様々な特典が受けられる事業のこと。子どもが満 18 歳に達して最初の 3 月 31 日まで利用できる。
子育て世代包括支援 センター 【34・42・43・44P 他】	母子保健法第 22 条に基づき、主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの作成や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行う機関。 妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して切れ目のない支援を提供するワンストップ拠点としての役割が期待されている。

用語	内容
こどもこころの相談員 【51P】	子どもの日常の困りごと等に悩むサインに気づき、適切な対応を図れるよう学校の支援を行う専門家。
子ども・子育て 関連3法 【1P】	「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3法のこと。
子ども・子育て支援 新制度 【10・52・58P】	市町村が中心となり、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める制度で、平成27年4月に本格施行された。具体的には、幼稚園と保育所の良さを併せ持つ「認定こども園」の普及、子育て相談や一時預かりの場を増やすなど地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実、待機児童の解消のため保育の受け入れを増やすなどの取組を進めていくとされている。
こども110番の家 【35・36P】	子どもを犯罪から守るため、主に通学路等に位置し、不審者に遭遇した子どもがかけ込む避難場所として、一時的な保護と警察等への通報を行う民家や商店などのこと。
小牧市生と性の カリキュラム 【63P】	「性」を「心＝人間らしくいきいきと、共に生きる」と「生＝健やかな体と尊いいのちを大切にするととらえ、小牧の子どもたちが「心豊かにいきいきと生きる力」を育むための小牧市独自の取組み。親だけでなく地域や関係機関で取組んでいる。 「乳幼児・親・地域版」と「小学校・中学校版」の2編から成り立っている。
小牧市まちづくり推進 計画 【2・27P】	本市の最上位計画。 「小牧市自治基本条例」に基づき、小牧市民憲章に掲げる理想のまちを実現するため、計画的なまちづくりを推進する市政の方針を明らかにした基本計画で、令和元年度から令和8年度を計画期間として策定された。
小牧市立保育園運営 計画 【2・53・57P】	多様化かつ低年齢化している保育ニーズへの対応など本市の公立保育園の運営にかかる諸課題に対して、民営化の推進により対応していくこととし、主に民営化の手法についてまとめた計画として、平成22年3月に策定された。また平成27年3月に改訂版が策定された。
こまねっと 【62P】	小牧市が設置する育児に関する電話相談制度。

● さ行

用語	内容
自然動態 【4P】	一定期間における出生・死亡に伴う人口の動き。
児童館 【23・28・32・34P 他】	児童福祉法第 40 条に基づく児童厚生施設の 1 つで、地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康の増進や、情操を豊かにすることを目的とする児童福祉施設のこと。 小牧市の児童館は、こまきこども未来館、味岡児童館、篠岡児童館、小牧児童館、小牧南児童館、北里児童館、西部児童館、大城児童館の 8 か所ある。
児童虐待 【1・12・29・49・93P】	身体的虐待、心理的虐待（言葉のおどしや無視）、ネグレクト（養育・保護の怠慢、拒否）、性的虐待など、子どもの健全な育成を妨げること。虐待を疑ったり発見した場合の通告は、法律で義務づけられている。
児童発達支援 【51P】	集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などを行う事業のこと。 児童発達支援には、児童福祉施設と定義される「児童発達支援センター」と、それ以外の「児童発達支援事業」がある。
社会動態 【4P】	一定期間における転入・転出に伴う人口の動き。
出生率 【5P】	一定人口に対するその年の出生数の割合。一般的に人口 1,000 人に対する年間出生数を比率で示したもの。
ジュニア育成 【31P】	小中学生を対象に幅広くスポーツに親しむ環境を用意し、「スポーツの楽しさを知り、楽しくスポーツを行う能力を身につけ、心身の健全な発育に寄与していく」ことを目的とし、市内で実施されている各種目のスポーツ教室のこと。
新・放課後子ども総合プラン 【2P】	平成 30 年 9 月に、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施の推進等によるすべての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を目的として策定された計画。 平成 26 年 7 月に策定された「放課後子ども総合プラン」に代わるものとして策定された。

●た行

用 語	内 容
地域3あい事業 【34P】	地区の集会所などを利用して、子どもたちを含む地域の人々が様々な交流活動に取組み、「ふれあい・まなびあい・ささえあい」の地域づくりを目指す、小牧市の生涯学習施策。
地域型保育給付 【58P】	子ども・子育て支援法第11条に基づく小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付。
地域型保育事業 【72P】	子ども・子育て支援法第7条に基づき実施する事業で、主に3歳未満の乳児・幼児を少人数の単位で保育する事業のこと。 家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の4つがある。
地域子ども・子育て 支援事業 【57・64・65・78P】	子ども・子育て支援法第59条に基づき実施する地域子育て支援に関する事業で、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、時間外保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童健全育成事業等がある。
特定教育・保育施設 【45・46・50・58・92P】	幼稚園・保育園・認定こども園を通じた共通の給付（施設型給付費）の支給を受ける施設として、市町村が一定の条件を満たしているかどうかを確認する「教育・保育施設」のこと。
特定地域型保育事業 【45・50・58P】	市町村から地域型保育給付費の支給を受ける事業者として、一定の条件を満たしているかどうかを確認された事業者が行う「地域型保育事業」のこと。
特別支援教育相談員 【51P】	LD（学習障害）の児童生徒に対する学習支援、ADHD（多動性症候群）の児童生徒に対する安全確保などの学習活動上の相談員のこと。 特別支援教育は、学校教育法第81条に基づき実施する教育で、障がいのある子どもの自立や社会参加に向け、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う。

●な行

用語	内容
ニッポン一億総活躍プラン 【1P】	一億総活躍社会の実現に向けて、国の経済成長の課題の根本にある少子高齢化の問題に取り組むプラン。「日本経済に更なる好循環を形成するため、これまでの経済政策を一層強化するとともに、子育て支援や社会保障の基盤を強化し、経済を強くするような新たな経済社会システムづくりに取り組む」こととしている。
認定こども園 【9・10・18・29P 他】	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（通称：認定こども園法）第3条に基づく教育・保育を一体的に行う施設。幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っており、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能、地域における子育て支援を行う機能を備えている。
ネグレクト（養育放棄） 【44P】	子どもに対する適切な養育を親が放棄すること。例えば、子どもに食事を与えない、子どもが泣いていても無視する、病気なのに治療を受けさせない、いつも強くしかって子どもの情緒を不安定にさせるなどの行為のことで、これによって、子どもの精神的な発達に阻害され、人格形成に悪影響を与えるといわれている。

●は行

用語	内容
非親族世帯・非親族を含む世帯 【6P】	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯。平成22年の国勢調査から名称が「非親族世帯」から「非親族を含む世帯」に変更された。
保育教諭 【59P】	保育士資格と幼稚園教諭免許状の両方を持ち、幼保連携型認定こども園で働く職員のこと。
保育所（園） 【9・10・17・18P 他】	児童福祉法第7条に基づく児童福祉施設の1つで、同法第39条に定義されている、保育を必要とする0～5歳児に対して保育を行う施設のこと。 【認可保育所】 国、県が定める基準に適合し、県の認可を受けた定員20人以上の保育所。 【認可外保育所】 上記以外の認可を受けていない保育所。
放課後等デイサービス 【12・51P】	障がいのある学齢期の子どもが、学校の授業終了後や学校休業日に通う療育機能・居場所機能を備えたサービス。
保健連絡員 【63・89・90P】	自分や家族、地域の健康に関心を持ち、少子高齢社会において健康に関する様々な問題に対応できる地域づくりの担い手として地域と行政のパイプ役として活動する者。

●や行

用語	内容
幼児教育・保育の無償化 【1・17・18・29P他】	幼稚園、保育園、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子ども、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもの利用料が無料になる制度のこと。子ども・子育て支援法の一部を改正する法律に基づき、令和元年10月1日から開始された。
幼稚園 【9・10・17・18P他】	学校教育法第1条に基づく学校の1つで、同法第22条に定義されている、3～5歳児に対して小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校のこと。
要保護児童対策地域協議会 【49P】	児童福祉法第25条の2に基づき、虐待を受けている子どもや、特定妊婦など支援が必要な家庭を早期に発見し適切な保護や支援を行うため、関係機関により構成され、情報の交換や支援内容の協議を行う協議会のこと。
要保護（者）・準要保護（者） 【13P】	要保護者は、現に生活保護を受けているとしないにもかかわらず、保護を必要とする状態にある者のこと。 準要保護者は、生活保護を受けるほどではないが、それに準じる程度に困窮している者のこと。

●ら行

用語	内容
療育 【50・51P】	障がい児や発達に課題のある子どもが、社会的自立生活に向けて、身体面・精神面等の機能を高めるべく、医療的配慮のもとで育成されること。
労働力率 【7・8・41P】	15歳以上人口に占める労働力人口の割合のこと。労働力人口とは、労働に適する15歳以上の人口のうち、労働力調査期間である毎月末の一週間に、収入を伴う仕事に多少でも従事した「就業者」（休業者を含む）と、求職中であった「完全失業者」の合計を指す。 一国における働く意思と能力を持つ人の総数であり、国の経済力を示す指標の一つとされる。

■子育て分野における取組みと SDGs の対応

「持続可能な開発目標（SDGs）」とは、2015年に国連において採択された、すべての国がその実現に向けて目指すべき目標のことです。「誰一人として取り残さない」ことを基本理念として掲げており、貧困撲滅や差別解消、環境と調和した都市整備など、17の分野別目標が掲げられています。

これらの目標は、地方自治体のまちづくりにおいても踏まえるべきテーマであり、小牧市まちづくり推進計画においても、SDGsの17の目標の視点から、計画の施策体系や取組みの整理を行い、SDGsの達成を目指しています。本計画では、以下の基本目標の実現を子育て分野において目指していきます。

特に、「1 貧困をなくそう」の達成に関連する取組み*については、市町村における子どもの貧困対策への施策として、基本理念を実現させるための最も重要な取組みと捉え、計画全体において一体的に抱合し推進を行います。

（※第4章「施策の展開」において「😊」印がついている取組み）



○ひとり親家庭をはじめとした、経済的に困窮している世帯への支援の実施



○こども食堂の実施等をつうじた、子どもの栄養改善等に関する取組みの推進



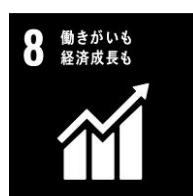
○親子の健康維持のための医療・福祉体制の整備及び公平な利用促進



○「生きる力」を育むための、地域特性を活かした教育の平等な提供



○性別によらない、男女共同の子育ての推進



○ワーク・ライフ・バランスの向上も視野に入れた、子育てと就労の両立



○安全・安心な生活環境の整備や、教育の機会均等の確保



○ユニバーサルデザインの視点に立った、子どもや妊婦にもやさしい住環境



○児童虐待など、子どもがその権利を不当に侵害されることの防止



○家庭・地域・園・学校・関係機関・行政の連携と協働による子育て施策の推進